

# 意見書

平成 23 年 10 月 12 日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-0001

住所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門 2-10-1

氏名 イー・アクセス株式会社

だいはりとりしまりやくしやちやう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

TEL

FAX

「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及び NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案（以下、「省令案」）及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案（以下、「ガイドライン案」）につきまして、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

【基本的な考え方】

通信業界におけるIP化の進展や東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT東西」）が計画されているPSTNのマイグレーションによって、活用業務や地域電気通信業務そのものが実態の無い概念になりつつあります。

本来論として、NTT東西の業務拡大については、1999年のNTT再編成の主旨を踏まえながらも、NTTグループの歴史的な通信市場における市場支配力に関する問題として改めて位置付けたうえで、利用者メリットの向上も勘案した建設的な議論を行う必要があると考えます。

その主旨を踏まえ、この度の省令案及びガイドライン案についても、届出制であってもドミナントであるNTTグループの通信市場に及ぼす影響力を考慮した、公正な競争環境を損なうことのない制度設計としていただくことを要望します。

具体的には、固定通信分野の市場支配力が直結するISP事業、並びに活用業務制度の枠組みを利用したNTTグループ内の協業や連携によるモバイル事業等といった他レイヤーへの業務拡大は一切認めることがないように省令案及びガイドライン案で明確化すべきと考えます。

なお、ガイドライン案には、想定される具体的なサービスを念頭に置いた実施基準や禁止事項、懸案事項が発生した場合の事後措置に関する規定を具体的に記載することで実効性をより担保し、公正競争環境の確保を図るべきと考えます。

さらに、競争事業者から公正競争を阻害する事項として指摘があった際、より踏み込んだ検証を可能とする第三者機関等による継続的な検証スキームの確立も合わせて検討されるべきと考えます。

以下、各論について意見の詳細を申し述べます。

## 【省令案及びガイドライン案についての各論】

該当箇所	記載内容等	当社意見
<p>&lt;省令案&gt; (活用業務の届出) 第二条の二</p>	<p>地域会社は、法第二条第五項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>・届出書の提出期限を業務開始の三十日前までとすることは、検証期間として不十分であることが懸念されます。</p> <p>この期間中に届出書に記載された事項の確認やNTT東西殿が実施する具体的な措置等について、十分な検証が行われる必要があり、その措置が不十分と判断した場合の改善命令や業務開始を留保するだけの十分な期間が必要と考えます。</p> <p>この活用業務開始前における行政上の措置の実施については、ガイドラインに明確なルールとして規定いただくことが必要と考えます。</p>
<p>&lt;省令案&gt; (届出書に記載された事項の公表) 第二条の三</p>	<p>総務大臣は、前三条の届出書を受理した場合は、当該届出書に記載された事項(公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>・業務開始の直前で公開される場合、競争事業者の予見性確保の観点で影響を確認する猶予がないという懸念があるため「速やかに公表する」とする等、情報公開の即時性を確保すべきと考えます。</p>
<p>&lt;ガイドライン案&gt; Ⅲ 活用業務を営むことができる範囲についての具体的な考え方</p>	<p>2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること</p>	<p>・固定電話やフレッツサービス等の固定通信市場で最大規模の顧客基盤を有し既に独占的なポジションにあるNTT東西殿が、例えばISP事業へ進出した場合には、固定通信と直結したISP市場へのレバレッジを効かす蓋然性が高く、現在のISP市場の競争環境を一変させるだけでなく、市場そのものを崩壊させる虞があるため、そのような業務を認めることが無いようルール化すべきと考えます。</p> <p>・あわせて、活用業務制度の枠組みを利用したNTTグループ内の協業や連携によるモバイル事業等といった</p>

		他レイヤーへの業務拡大についても、NTTグループの市場支配力を高め公正な競争環境を損なうため、認めることが無いようルール化すべきと考えます。
<p>&lt;ガイドライン案&gt; IV 総務省による検証等（２）</p>	<p>具体的には、平成19年度より運用されている競争セーフガード制度の枠組みの中で、認可業務に係る認可の条件及びNTT東西が公正競争を確保するために届出書において講ずることとした措置の有効性・適正性を検証するとともに、当該措置の遵守状況を検証する。</p>	<p>・毎年度の競争セーフガード制度の意見書にて複数の競争事業者から制度の評価・検証方法についての改善要望が挙げられているとおり、措置の有効性・適正性や遵守状況の検証をする際、現行の競争セーフガード制度だけでは不十分と考えます。</p> <p>総務省だけでなく第三者機関を利用する等、客観的かつ透明性のある検証を実施しなければ結果的に活用業務制度そのものが形骸化する虞があります。</p>
<p>&lt;ガイドライン案&gt; (別紙) NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置</p> <p>6 関連事業者の公平な取扱い</p>	<p>また、NTT東西が、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合においては、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築すること、排他的な共同営業を行わないこと、当該連携に係る技術的条件に関する取決めが競争事業者との相互接続に支障を及ぼすものとはならないことを確保すること等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること。</p>	<p>・他の市場支配的な電気通信事業者であるNTTグループ内の連携による活用業務は、一切認めるべきではないと考えます。</p> <p>ガイドライン本文にも記載されているとおり、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となることが明白であり、NTTグループによって通信市場全体の支配力が拡大し独占回帰となることで、健全な競争環境下での市場進展が損なわれることを強く懸念します。</p>

以上